

參考資料

料金規制の変遷

- ✓ 電気通信事業法制定により競争原理を導入した後、電気通信役務の利用者料金規制については、これまで累次の規制緩和を実施

昭和60年 電気通信事業法制定 新規競争事業者参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

平成7年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

平成10年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

平成12年 プライスキャップ規制運用開始

■平成10年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用サービス等の料金について
 プライスキャップ規制の適用を開始

平成16年 電気通信事業法改正
 特定の役務を除き、原則、事前規制撤廃

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

原則、事前規制撤廃

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- ✓ 料金その他の提供条件については、原則、非規制
- ✓ ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要

基礎的電気通信役務

⇒ 契約約款を作成し、総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

指定電気通信役務

⇒ 保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。（市場シェア等を勘案。）

対象：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用サービス・FTTH・フレッツISDN・OAB～J-IP電話 等

特定電気通信役務

⇒ プライスキャップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。（サービスの内容、利用者の範囲等を勘案。）

対象：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話（平成21年4月1日からそれまで対象となっていた専用サービスは対象外。）

■ 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、次のような命令を課することができる。

⇒ 約款化された料金：契約約款変更命令等

⇒ デタリフ化された料金：業務改善命令

電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み（概要図）

全ての電気通信役務

競争事業者の

- 電話（通話）
 - F T T H
 - A D S L
 - I S D N
 - 専用サービス
 - I P 電話（O A B ~ J - I P 電話※¹及び050-I P 電話）
- ※¹ 基礎的電気通信役務に該当するO A B ~ J - I P 電話を除く

携帯電話、P H S、インターネット接続サービス 等

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- 電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 加入電話に相当するO A B ~ J - I P 電話
（加入電話を提供する者のO A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

N T T 東西の

- F T T H < B フレツ、フレツ光ネクスト >
- 専用サービス < 一般専用サービス 等 >
- O A B ~ J - I P 電話 < ひかり電話 > ※²
- その他 < フレツ I S D N 等 >

※² ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

N T T 東西の

- 加入電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 第一種公衆電話
（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

N T T 東西の

- 加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- I S D N（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- 公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

N T T 東西の

- その他 < フレツ A D S L 等 >

プライスカップ制度の概要

- ✓ 国民生活・経済に必要不可欠なNTT東西の加入電話等については、プライスカップ制度により料金水準の上限を設定

① プライスカップ制度の趣旨

- 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービスに対し、料金水準の上限を定めるもの
- 実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者利益を確保しつつ、NTT東西に経営効率化努力のインセンティブを与える規制として導入（平成12年10月適用開始）

② プライスカップ制度の対象サービス

- NTT東西が提供する加入電話、ISDN、公衆電話等

③ 料金水準の上限（基準料金指数）

- 料金水準の上限となる基準料金指数を設定し、毎年NTT東西に通知（現在の基準料金指数は、平成26年9月末までの適用）
- 基準料金指数の算定式は以下のとおり定められている

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- 基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を設定

④ 対象サービスの料金設定

- NTT東西の実際の料金指数が、バスケットごとに、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能
- 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要

バスケット	主な具体的料金
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

プライスカップの運用の経緯

✓ 料金水準の上限を定めるため、3年ごとにNTT東西の生産性向上見込率を設定

○ これまでのプライスカップ制度の運用

- 3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

- これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等を予測することによりX値を算定。

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

① 第一期（平成12年10月～平成15年9月）

- 音声伝送バスケットについては、期間中のX値（年率1.9%）により基準料金指数を設定。
- 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定。

② 第二期（平成15年10月～平成18年9月）

- 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラヒックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。

③ 第三期（平成18年10月～平成21年9月）

- 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動態的な市場におけるX値を一意に定めることの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。

④ 第四期（平成21年10月～平成24年9月）

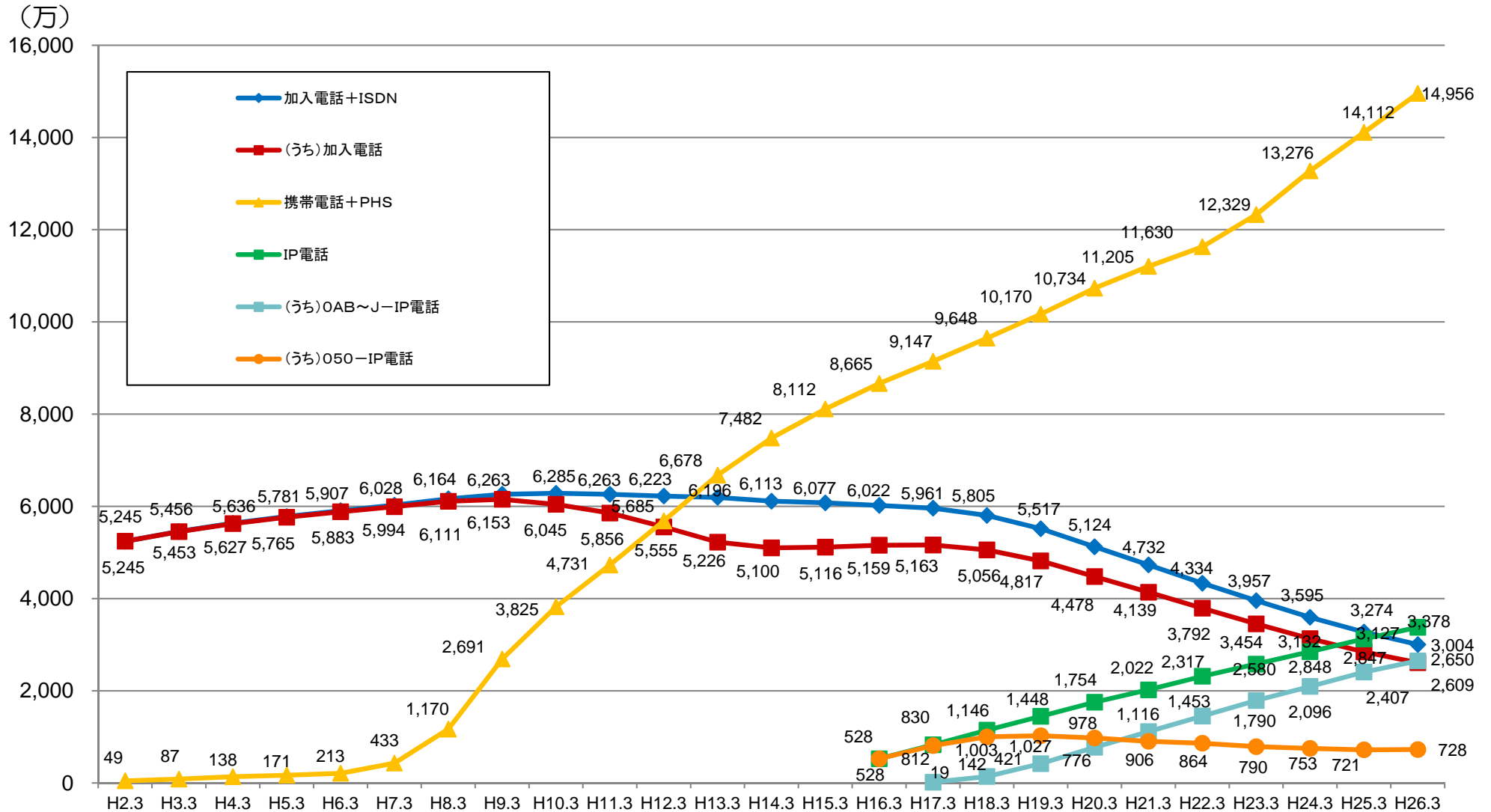
- 音声伝送バスケット及び加入者回線サブバスケットについて、前期と同様。

⑤ 第五期（平成24年10月～平成27年9月）

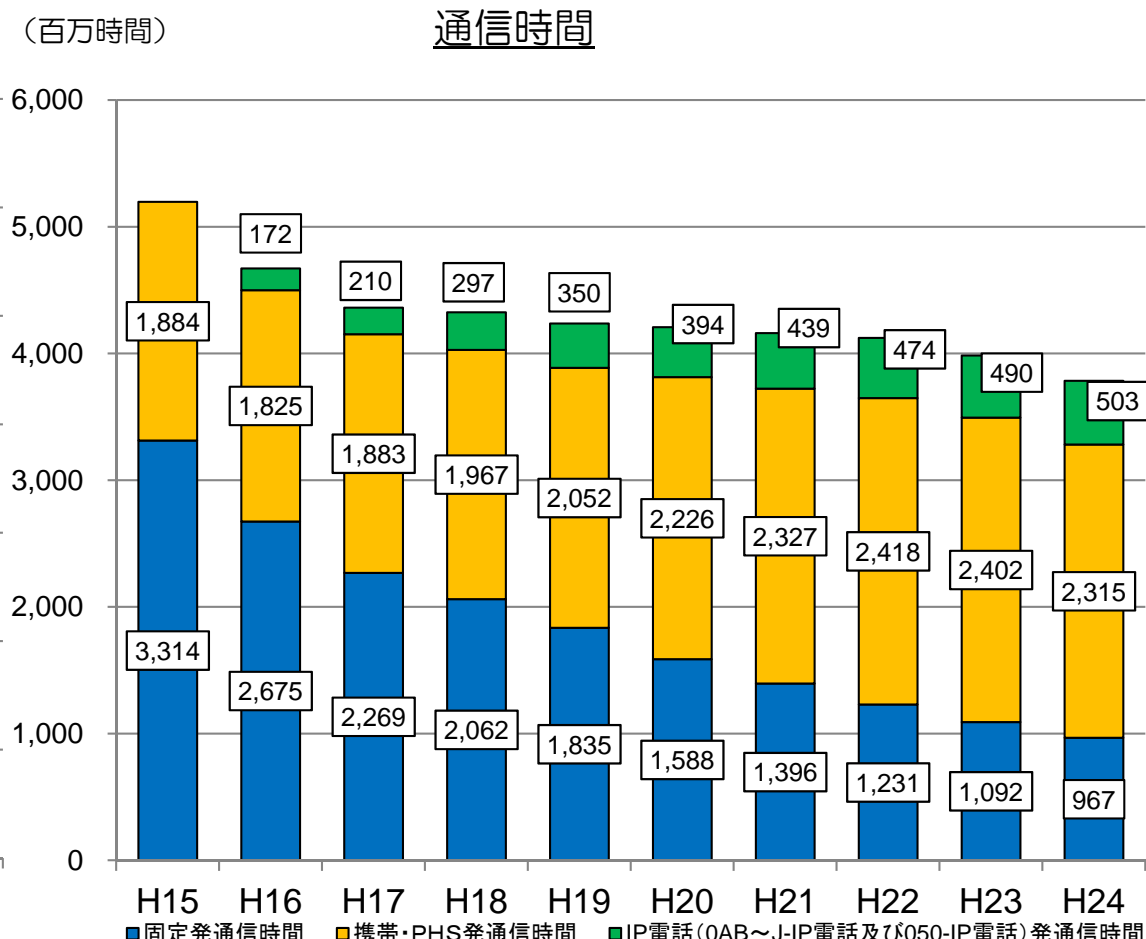
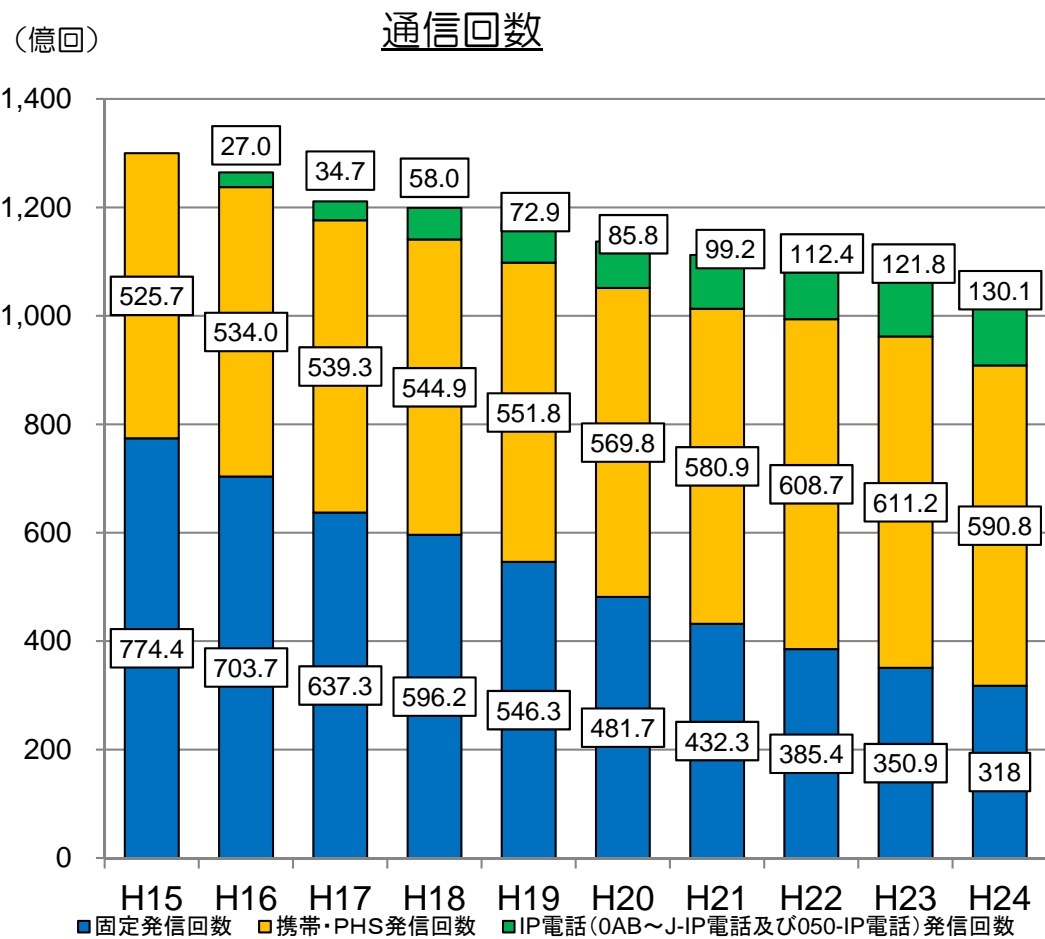
- 音声伝送バスケット及び加入者回線サブバスケットについて、前期と同様。

契約数の推移

✓ 携帯電話やIP電話等の契約数が増加傾向にある一方、加入電話やISDNの契約数は減少傾向



✓ 契約数と同様、固定電話の通信回数や通信時間といったトラヒックも減少傾向



※ 固定は加入電話、公衆電話、I SDNの合計

備考：各年度における国内通信の通信回数及び通信時間

出典：「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省）

【参考条文】 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、

当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

【参考条文】

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝ $(\sum P_{ti} S_i \div \sum P_{oi} S_i) \times 100$

P_{ti} は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi} は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P_{ti} に対応するもの

S_i は、 P_{ti} が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。